令和５年度　公文書開示（９月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.7.4	R5.9.1	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に関する以下の内容・工程表、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書、数量根拠、質問回答書	900	1															交通局建設工務部計画改良課
2	R5.7.4	R5.9.1	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に関する以下の内容・見積書、単価決定簿	137		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公にすることにより、当該会社の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
3	R5.7.4	R5.9.1	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に係る以下の内容・基礎価格を精査した資料、資材価格調査結果表、機械器具損料及び電力算定表に関する資料					1											基礎価格を精査した資料、資材価格調査結果表、機械器具損料及び電力算定表に関する資料は、実施機関において作成しておらず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
4	R5.7.21	R5.9.13	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に関する以下の内容 ・工程表、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、数量根拠	892	1															交通局建設工務部計画改良課
5	R5.7.21	R5.9.13	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に関する以下の内容 ・見積書、単価決定簿	137		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公にすることにより、当該会社の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
6	R5.7.21	R5.9.13	「浅草線東日本橋駅エレベーター設置土木・建築その他工事」に係る以下の内容　・ 特殊単価内訳書・標準単価内訳書・機械器具調書・材料品調書・個別登録単価一覧・単価特別調査結果					1											実施機関において作成しておらず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
7	R5.7.24	R5.9.21	「大江戸線光が丘駅エレベーター設置土木工事」に関する以下の内容　・工程表、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、数量根拠、質問回答書	225	1															交通局建設工務部計画改良課
8	R5.7.24	R5.9.21	「大江戸線光が丘駅エレベーター設置土木工事」に関する以下の内容 ・見積書・単価決定簿	114		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公にすることにより、当該会社の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
9	R5.7.24	R5.9.21	「大江戸線光が丘駅エレベーター設置土木工事」に係る以下の内容 ・基礎価格を精査した資料・資材価格調査結果表・機械器具損料及び電力算定表に関する資料					1											実施機関において作成しておらず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課

10	R5.7.26	R5.9.21	（１）東京都交通局自動車部の全営業所及び支所の支部役員の勤務予定表（令和４年４月１日から令和５年７月２６日まで） （２）東京都交通局自動車部の全営業所及び支所の副支部長及び会計の仕雑簿（令和４年４月１日から令和５年７月２６日まで）	646		1					1								（７条２号）職員の休暇、エリ番等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	交通局自動車部管理課
11	R5.8.1	R5.9.28	「新宿線瑞江駅エレベーター設置土木工事」に係る以下の内容　・工事費総括書・工事総括書・種別内訳書・代価明細表・諸経費計算書・工程表・数量根拠・質問回答書	174	1															交通局建設工務部計画改良課
12	R5.8.1	R5.9.28	「新宿線瑞江駅エレベーター設置土木工事」に関する以下の内容 ・見積書・単価決定簿	14		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公にすることにより、当該会社の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
13	R5.8.1	R5.9.28	「新宿線瑞江駅エレベーター設置土木工事」に係る以下の内容　・基礎価格を精査した資料・資材価格調査結果表・機械器具損料及び電力算定表に関する資料					1											実施機関において作成しておらず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
14	R5.8.25	R5.9.5	「大江戸線光が丘駅エレベーター設置土木工事」に関する以下の内容　・工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細書、特記仕様書	105	1															交通局建設工務部計画改良課
15	R5.8.29	R5.9.12	（２交自第６３５号）令和３年度一般乗合自動車（ディーゼル）の買入れ	93		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号）公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、適性な価格での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれるおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、業務に関係のない電話への対応が生じるなど事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局自動車部車両課
16	R5.8.29	R5.9.12	（３交自第１３５２号）令和４年度一般乗合自動車（ディーゼル）の買入れ	92		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号）公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、適性な価格での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれるおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、業務に関係のない電話への対応が生じるなど事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局自動車部車両課
17	R5.9.4	R5.9.12	（４交自第１３６１号）令和５年度一般乗合自動車（ディーゼル）の買入れ	92		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号）公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、適性な価格での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれるおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、業務に関係のない電話への対応が生じるなど事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局自動車部車両課
18	R5.9.5	R5.9.11	「都営地下鉄駅施設等工事保安立会委託（単価契約）」上記委託に係る内訳書	6	1															交通局建設工務部建築課

19	R5.9.5	R5.9.11	「都営地下鉄駅建築・設備点検及び保守等の委託」上記委託に係る内訳書	16	1															交通局建設工務部建築課
20	R5.9.5	R5.9.12	「庁舎等建築工事監督補助業務委託」上記委託に係る内訳書	6	1															交通局建設工務部建築課
21	R5.9.5	R5.9.14	大江戸線清澄白河駅ほか３駅耐震補強詳細設計委託設計等委託成績評定表のうち、以下の採点表 １　担当監督員用（土－３号） ２　主任監督員用（土－４号） ３　検査員用（土－５号）	11		1						1			1				（７条３号）各評定項目の該当性に関する情報であって、公になることで、受託者の契約履行能力やその評価が明らかになるなど当該受託者の社会的地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 （７条６号）評価得点の配分に関する情報であって、公になることで、受託者が配分の高い項目にのみ注力するようになるなどにより、受託者の適正な選定及び指導育成を図るとする本評定制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局建設工務部計画改良課
22	R5.9.15	R5.9.20	東日本旅客鉄道株式会社が定め東京都交通局が保有する次の各規則類　（１）連絡運輸管理規程（昭和６２年４月東日本旅客鉄道株式会社社達第２５号） （２）旅客連絡運輸規則（昭和６２年４月東日本旅客鉄道株式会社公告第２１号） （３）旅客連絡運輸取扱基準規則別表（昭和６２年４月営達第２１号）	56	1															交通局電車部営業課
23	R5.9.14	R5.9.28	令和４年度一般研修「鉄道営業フォローアップ科」に関する以下の文書 １　文書番号０４交職研第３７３号（令和４年度一般研修「鉄道営業フォローアップ科」の実施について） ２　文書番号０４交職研３７３号-２（令和４年度一般研修「鉄道営業フォローアップ科」講師謝金の支出について） ３　文書番号０４交職研第３７３号-３（令和４年度一般研修「鉄道営業フォローアップ科」の実施結果について）	19		1					1	1							（７条２号及び３号）研修対象者の職員番号、研修の判定等に関する情報、研修依頼先企業の担当者名及び講師名は、特定個人を識別できる情報、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる情報又は当該企業の事業に関する情報であって、公にすることで個人の権利利益を害するおそれ及び当該企業の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。	交通局職員部研修所